

公調委平成28年（セ）第1号 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件（以下「第1事件」という。）

公調委平成29年（セ）第2号 成田市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件（以下「第2事件」という。）

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

(1) 第1事件

ア 被申請人株式会社 a（以下「被申請人 a」という。）及び被申請人 b（以下「被申請人 b」といい、被申請人 a と併せて「被申請人 a ら」という。）は、連帯して、申請人 c（以下「申請人 c」という。）に対し、497万9458円及びこれに対する平成28年12月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被申請人 a らは、連帯して、申請人 d（以下「申請人 d」という。）、同 e（以下「申請人 e」という。）及び同 f（以下「申請人 f」という。）に対し、それぞれ440万円及びこれに対する平成28年2月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 第2事件

被申請人株式会社 g（以下「被申請人 g」という。）は、申請人らに対し、それぞれ330万円及びこれに対する平成29年1月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人ら

(1) 被申請人 a ら

申請人らの被申請人 a らに対する本件裁定申請をいずれも棄却する。

(2) 被申請人 g

申請人らの被申請人 g に対する本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、申請人らが、①被申請人 a がフランチャイザーとして被申請人 b にコンビニエンスストアの経営の許諾等をするなどし、被申請人 b がフランチャイジーとして営んでいるコンビニエンスストア（以下「本件コンビニ店」という。）に設置された室外機等の稼働に伴い発生する騒音及び低周波音並びに本件コンビニ店の営業に伴う騒音等によって申請人らに不眠等の健康被害が生じた旨主張して、被申請人 a らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償として、連帯して、申請人 c につき 4 9 7 万 9 4 5 8 円及びこれに対する遅延損害金の支払を、申請人 d、申請人 e 及び申請人 f につき各 4 4 0 万円及びこれに対する遅延損害金の支払をそれぞれ求める（第 1 事件）とともに、②被申請人 g が営むドラッグストア（以下「本件薬局店」という。）に設置された室外機の稼働に伴い発生する騒音及び低周波音によって申請人らに不眠等の健康被害が生じた旨主張して、被申請人 g に対し、被申請人 a らとの共同不法行為に基づく損害賠償として、それぞれ 3 3 0 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める（第 2 事件）事案である。

2 前提事実（当事者間に争いが無い、掲記の証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）（以下、証拠は、特に記載のない限り、併合前の第 1 事件及び併合後に提出された証拠番号を示す。）

(1) 当事者

ア 申請人ら

申請人 c と申請人 d は夫婦であり、申請人 e と申請人 f はその子である。

申請人らは、平成 2 0 年 3 月以降、千葉県成田市〇〇□□所在の一戸建て

住宅（以下「申請人ら宅」という。）に居住している。

申請人 c は、平成 28 年 7 月以降、千葉県富里市内のアパートを借り、当該アパートで生活しており、申請人ら宅に帰宅するのは月に 1、2 回程度である。

イ 被申請人 a

被申請人 a は、コンビニエンスストアのフランチャイズチェーンを経営する株式会社であるが、被申請人 b との間で、加盟店基本契約を締結し、同契約に基づきフランチャイザーとして、被申請人 b に対し、h システムによる本件コンビニ店の経営を許諾し、かつ、本部として、継続的に h システムによる経営の指導、技術援助及びサービスを行うとともに、本件コンビニ店の建物及び設備を提供しているものである。

ウ 被申請人 b

被申請人 b は、被申請人 a との間で加盟店基本契約を締結し、平成 23 年××月××日、千葉県成田市〇〇△△において、フランチャイジーとして本件コンビニ店を開業し、現在に至るまで本件コンビニ店を営んでいる者である。本件コンビニ店の敷地は、同店開業前は空き地であった。

エ 被申請人 g

被申請人 g は、千葉県成田市〇〇▽▽所在の本件薬局店を営む株式会社である。被申請人 g は、平成 25 年××月××日、同所において、本件薬局店を開業し、現在に至るまで本件薬局店を営んでいる。本件薬局店の敷地は、同店開業前は空き地であった。

(2) 申請人ら宅並びに本件コンビニ店及び本件薬局店（以下、両店舗を併せて「本件各店舗」という。）

ア 申請人ら宅は、木造かわらぶき 2 階建の建物であり、その間取りは別紙 1 のとおりである。申請人ら宅は都市計画法における第一種低層住居専用地域に所在している。（甲 A 1 ないし 4、甲 A 1 6）

イ 本件コンビニ店は、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建の建物である。別紙2のとおり、本件コンビニ店の敷地の西側及び南側には来客用の駐車場が、北側には倉庫、室外機5台（冷凍機室外機2台（大型と小型）、空調用室外機3台）、熱回収タンク1台（以下、これらの室外機と熱回収タンクを併せて「室外機等」という。）及び植え込みが設けられている。本件コンビニ店は都市計画法における第一種住居地域に所在している。（甲A6、乙1、2の1ないし6、職1の1（事実調査報告書））

ウ 本件薬局店は、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建の建物である。別紙3のとおり、本件薬局店の敷地は、本件コンビニ店の敷地の西側に隣接する。本件薬局店の東側には室外機9台（冷蔵庫用室外機2台、空調用室外機7台）が設置されている。（併合前第2事件の甲A7、同乙1、職1の2（事実調査報告書））

エ 申請人ら宅と本件各店舗との位置関係は、別紙3のとおりである。申請人ら宅と本件コンビニ店が道路を挟んで正対している。（甲A9ないし11、併合前第2事件の甲A2ないし4）

オ 本件コンビニ店の敷地東側にi 医院の敷地が隣接しており、同医院の所在する敷地の西側には室外機10台が設置されている（乙8）。

カ 本件各店舗の敷地南側には、路線バス等が通る幅員の広い道路があり、更にその南側には、スーパーマーケットやファミリーレストラン、ドラッグストア等の店舗や大規模な駐車場のある「j」と呼ばれるショッピングセンターが存在する（併合前第2事件の甲A2）。

(3) 関係法令等

ア 環境基本法による騒音規制

騒音に係る環境上の条件については、環境基本法16条1項に基づき、環境庁（当時）の告示（「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示64号））により、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する

上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められている。

- (ア) 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、各類型を当てはめる地域は、市については市長が指定することとされている（環境基本法16条2項2号イ）。申請人ら宅及び本件各店舗の所在する地域の環境基準は、以下のとおりである。

昼間（午前6時から午後10時まで）：55dB以下

夜間（午後10時から午前6時まで）：45dB以下

- (イ) 環境基準におけるdB（デシベル、以下同じ。）とは、計量法71条の条件に合格した騒音計を用い測定した、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（変動する騒音のA特性音圧レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。以下「 L_{Aeq} 」ということがある。）によって評価することが原則とされる。評価は、住居の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価し、評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定する。

イ 成田市における騒音規制

- (ア) 成田市では、成田市公害防止条例（昭和47年条例第18号）及び成田市公害防止条例施行規則（昭和47年規則第8号。以下「本件規則」という。）により、騒音について、都市計画法の用途地域の別に応じた規制基準を定め、騒音を発生させる者に対し、規制基準の遵守義務を課している（成田市公害防止条例1条、11条1項、12条、本件規則6条、別表第4の第1項ア。以下「成田市規制基準」という。）。

a 第一種低層住居専用地域

昼間（午前8時から午後7時まで）：50dB

朝夕（午前6時から8時まで、午後7時から10時まで）

：45dB

夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）：40dB

b 第一種住居地域

昼間（午前8時から午後7時まで）：55dB

朝夕（午前6時から8時まで，午後7時から10時まで）
：50dB

夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）：45dB

(イ) 成田市規制基準におけるdBとは、計量法71条の条件に合格した騒音計を用い、周波数補正回路をA特性で計測した結果を指す。測定地点は、音源の存する敷地の境界線とされる（本件規則別表第4の第1項アの備考参照）。

ウ 騒音影響に関する屋内指針等（職3（専門委員の意見書））

中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について」（平成10年5月22日）では、屋内において睡眠影響を適切に防止する上で維持されることが望ましい騒音影響に関する屋内騒音レベルの指針として、35dB以下との指針値が設定されている。

また、WHOの定めるガイドライン（Guidelines for community noise）では、寝室における睡眠影響の指針値として、30dBとの指針値が設定されている。

エ 低周波音に関する参照値（甲B3，4）

おおむね1Hz（ヘルツ，以下同じ。）から100Hzの範囲の音を低周波音といい、環境省環境管理局大気生活環境室作成の「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）」（以下「手引書」という。）では、固定発生源から発生する低周波音について心身に係る苦情が発生した場合で発生源の稼働状況と苦情との対応関係がある場合に、当該苦情の原因が低周波音による可能性の有無の判断や問題となる低周波音の周波数の特定を行う方法として、参照値を用いた評価を行うことが提案されている。

心身に係る苦情に関する参照値については、室内における低周波音の最小感覚閾値や許容レベルについての実験結果等を踏まえ、3分の1オクターブバンド音圧レベル（以下、「1/3オクターブバンド」ということがある。）の中心周波数1Hzから80Hzの範囲で下記のとおり定められている。

1/3オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

測定値がいずれかの周波数で参照値以上であれば、その周波数が低周波音苦情の原因である可能性が高いが、このときは併せて低周波音の体感状況を調査するための測定・実験（いわゆる「体感調査」。以下、単に「体感調査」という。）を行い、発生源の稼働状況と苦情との対応関係がない場合又は対応関係が不明の場合は、暗騒音の影響を含め慎重な検討が必要である。

(4) 成田市による騒音測定（以下「成田市測定」という。）

成田市環境部環境対策課保全係の担当者は、平成25年8月22日午後2時頃から午後3時頃までの間及び午後10時頃から午後11時頃までの間、申請人ら宅2階主寝室及び本件コンビニ店の北側敷地境界（申請人ら宅側）において、低周波音（G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル）及び騒音（A特性音圧レベル、低周波音と同時測定）をそれぞれ測定した（甲A18，甲B1）。

(5) 申請人ら代理人による低周波音測定（以下「申請人ら測定」という。）

申請人ら代理人は、平成27年8月2日午後9時頃から同月3日午前0時15分頃までの間、申請人ら宅2階主寝室において、低周波音（G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル）を測定した。さらに、同月

15日午後9時頃から同月16日午前2時30分頃までの間、申請人ら宅2階主寝室において、低周波音（条件は上記と同じ）を測定した。

申請人ら代理人は、同月15日午後11時54分から同月16日午前0時5分頃までの間、同日午前0時10分から午前0時22分頃までの間、申請人ら宅敷地内の南側敷地境界（本件コンビニ店側）になるべく近い位置において、騒音を測定した。（甲B2）

(6) 申請人ら代理人による体感調査等

申請人ら代理人は、平成28年4月16日午後5時12分から午後7時32分頃までの間、申請人dについて、体感調査を行った。申請人ら代理人は、同年5月6日午後8時頃から午後9時頃までの間、申請人fについて、体感調査を行い、同年6月25日午後7時55分頃から午後10時10分頃までの間、申請人eについて、体感調査と申請人ら宅敷地内と本件コンビニ店の室外機等の近くにおける低周波音の測定値の比較を行った。申請人ら代理人は、同年8月13日午後8時頃から午後9時頃までの間、申請人cについて、体感調査を行った。（甲B6ないし9，甲B11ないし13）

(7) 申請人ら代理人による2回目の低周波音測定（以下「申請人ら新測定」という。）

申請人ら代理人は、平成29年7月26日午後4時37分から8月4日午後9時38分までの間、申請人ら宅2階主寝室及び本件薬局店の室外機に近い敷地境界線2箇所において、低周波音及び騒音の測定を行った（甲B14の1，2，甲B15，甲B16）。

(8) 当裁定委員会による測定

当裁定委員会は、本件各店舗の室外機等の稼働に伴う騒音及び低周波音の発生状況、申請人ら宅への伝播状況、問題とする音に関する申請人らの聞こえ方等の把握を目的として、株式会社アイ・エヌ・シー・エンジニアリング（以下「委託測定業者」という。）に対し、騒音・低周波音の測定・分析を

委託した。委託測定業者は、落合博明専門委員の指導・助言の下、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）事務局の職員立会いの上、1回目は、平成30年8月9日午後5時から同月10日午前2時までの間、2回目は、同月20日午後5時から同月21日午前2時までの間、騒音・低周波音の測定を実施した（以下「本件職権調査」という。）。（職2（結果報告書））

ア 騒音・低周波音の音圧レベル及び周波数特性の測定

委託測定業者は、別紙4記載の本件コンビニ店の室外機等近傍の測定点①ないし⑥及び本件薬局店の室外機近傍の測定点⑦ないし⑮の各地点において、各室外機等から発生する騒音・低周波音の周波数特性を把握するため、対象室外機等の発生音の音圧レベル及び周波数特性を測定した（以下「機器近傍発生音測定」という。）。

また、委託測定業者は、別紙5記載の申請人ら宅敷地内の測定点B及び申請人ら宅内（2階）の測定点A、別紙4記載の本件コンビニ店の室外機等設置場所近傍の測定点C並びに本件薬局店の室外機設置場所近傍の測定点D及びEの各地点において、各室外機等の通常の稼働状態における代表的な地点における発生音の音圧レベル及び周波数特性を測定した（以下「通常状態発生音測定」という。）。

機器近傍発生音測定及び通常状態発生音測定（下記イ記載の体感調査を行った時間帯を除く。）では、各室外機等の稼働について特別な要請はせず、通常の稼働状態において測定を行った。

イ 体感調査の実施

委託測定業者が、通常状態発生音測定を行うのと並行して、公調委事務局職員は、一部の室外機等の稼働と停止を切り替える操作を行い、申請人ら宅内において、申請人d、申請人e及び申請人fの3名に対して体感調査（以下「本件体感調査」という。）を実施した。体感調査時の室外機等の稼働停止の組み合わせは、公調委事務局職員が体感調査に先立ち、設定

したものである。

公調委事務局職員は、体感調査に当たり、申請人3名に機器の稼働状況を知らせずに、体感記録調査表に時々刻々の体感を記載させた。調査票には、不快感の度合い（①感じない、②やや感じる、③感じる、④大いに感じる）と音の感じ方を具体的に記載させた。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 争点1（被申請人aらによる本件コンビニ店の営業に伴い発生する騒音等により申請人らが受けている被害が受忍限度を超えるものか否か）

（申請人らの主張）

申請人らが被申請人aらから受けている騒音等による被害は受忍限度を超えるものである。

ア 侵害行為の態様及び侵害の程度

被申請人aらは、本件コンビニ店の営業に伴い、以下のとおり、種々の騒音等を発生させている。

(ア) 室外機等からの騒音及び低周波音

本件コンビニ店の室外機等からは騒音及び低周波音が発生している。室外機等から発生する音は、ウォーンウォーンと聞こえるもので、申請人ら宅内の南側（本件コンビニ店側）の部屋で強く聞こえ、1階、2階いずれも音の強さはほぼ同じで窓を閉めているときの方が強く聞こえる。北側の部屋でも全く聞こえないわけではない。低周波音が一番強いと感じるのは、2階主寝室である。

室外機等からの音は、夏・冬は、昼夜を問わず強く、また、夏・冬の中でも夏の昼間、冬の夜間に最も強い。春・秋は、夏・冬に比べて音は弱くなるが、気温の高低により強く聞こえることがある。これらの音は、時期や時間帯にかかわらず間断なく聞こえ続けているわけではなく、時折聞こえなくなることもある。

騒音については、申請人ら測定によれば、申請人ら宅敷地内において、室外機等から発生する騒音のレベルは、夜間において継続的に45 dBを超えており、成田市規制基準を超えていることは明らかである。また、成田市測定によっても、夜間の屋外での騒音は45 dBを超えている。

低周波音については、申請人ら測定によれば、1/3オクターブバンドの50 Hz帯域において多数回にわたって参照値である52 dBを超えている。また、申請人ら新測定によれば、申請人ら宅2階主寝室内における50 Hz帯域の音圧レベルの大小と本件コンビニ店の室外機等近傍における50 Hz帯域の音圧レベルの大小には対応関係が認められる。さらに、申請人ら代理人による体感調査によれば、申請人ら各自の低周波の体感状況と申請人ら宅内における低周波の測定値の変動が合致しているから、申請人らは申請人ら宅内における低周波音を感知しているといえる。また、申請人ら宅内における低周波音の測定値の変動状況と本件コンビニ店の室外機等の至近場所における低周波音の測定値の変動状況が一致しているから、申請人ら宅内において測定される低周波音の発生源は本件コンビニ店の室外機等であると推認される。

本件職権調査の結果については、委託測定業者が測定を行った2日間は、夏としては例外的に気温が低かった日であり、7月及び8月で、同2日間より気温が高い日には、騒音も低周波音も、8月9日の測定値を大幅に上回っていたことは間違いない。

本件コンビニ店敷地の東側に所在するi医院の室外機10台は、夜間は稼働しておらず、申請人らが、特に夜間に深刻な被害を受けていることに照らせば、これらの室外機は被害とは無関係である。

(イ) 本件コンビニ店の倉庫における物の出し入れ、ゴミ収集車による騒音等

本件コンビニ店の倉庫では、毎日、毎時間のように物を出し入れする

音や物を出し入れする際の台車の走行音、扉の開閉音が発生している。また、毎日3回行われるゴミ収集に際して、倉庫からゴミを取り出し、ゴミ収集車に投げ入れる音や、ゴミ収集車のエンジン音、バック警告音といった騒音が発生している。

(ウ) 本件コンビニ店の駐車場に駐車する商品配送車から生じる騒音

本件コンビニ店の駐車場では、毎日、毎時間のように商品配送車が駐車し、商品の搬出入が行われており、これにより、商品配送車のエンジン音、アイドリング音、バック警告音、扉の開閉音及び商品の出し入れによる音が生じたり、台車の走行音が生じたりして騒音が発生している。

(エ) 本件コンビニ店利用客の使用する自動車から生じる騒音

本件コンビニ店の駐車場に駐車している自動車がアイドリングをすることで騒音が発生している。駐車場では、大型トラックがバック警告音を立てながら何台も駐車し、時には3時間以上もアイドリングしている。なお、千葉県では自動車のアイドリングが原則として禁止されているから（千葉県環境保全条例（平成7年条例第3号）56条の6）、申請人らが自動車のアイドリング音を耐え忍ばなければならない理由はない。

(オ) 本件コンビニ店利用客により生じる騒音

本件コンビニ店周辺では、本件コンビニ店の利用客が、たむろして長時間立ち話をしたり、笑い声をあげたり、飲酒して騒ぐなどすることで騒音が発生している。

(カ) 本件コンビニ店の倉庫からの悪臭

本件コンビニ店の倉庫からは、ゴミの悪臭が漂ってきている。特に梅雨時の悪臭がひどい。

イ 被侵害利益の性質及び内容

申請人らは、上記アの侵害行為により、多大な精神的・肉体的苦痛を被り、また、健康被害を受けた。なお、被害の発生時期は、申請人eのみ本

件コンビニ店の開業から半年後であり、それ以外の申請人は本件コンビニ店の開業後すぐである。

(ア) 申請人c

申請人cは、土曜日・日曜日・祝日を除く月曜日から金曜日まで働いており、仕事のある日は、午前3時30分頃から午後3時頃まで在宅している。午前5時30分から午前6時頃に就寝し、正午頃に起床する。土曜日・日曜日・祝日は自宅で過ごすことが多い。

被害の内容については、以下のとおりである。

- ① 室外機等から発生する低周波音による圧迫感, いらいら, 耳鳴り, 不眠等の健康被害を受けている。
- ② 室外機等の音で気分が悪くなり, 寝室として使用していた申請人ら宅1階の洋室で眠ることができなくなり, 本件コンビニ店が開業した平成23年××月から2, 3か月後には寝室を1階のリビングダイニングキッチン(LDK)に変更した。寝室を変更したことで騒音の聞こえ方は変わらなかったものの, 低周波音の聞こえ方は小さくなったが, 身体的及び精神的苦痛の程度は変わらなかった。
- ③ 本件コンビニ店の駐車場でたむろする者の大声, 長時間のアイドリング音, ゴミ収集車の作業音, 商品配送車のバック警告音及び台車の走行音がうるさく, いらいらする。
- ④ 申請人cは, 本件各店舗の室外機等からの低周波音や, 本件コンビニ店の駐車場に駐車している車のアイドリング音, その他本件コンビニ店やその近辺から発生する不快な事象に耐えかねて, 平成28年7月より, 千葉県富里市内のアパートを借り, 現在は主としてそのアパートに居住しており, 申請人ら宅には月に1~2回帰宅するだけである。
- ⑤ 申請人cは, 医師により不眠症との診断を受けている(甲C11

の1・2)。

(イ) 申請人d

申請人dは、1か月のうち18日から20日間働いており、仕事のあ
る日は午後7時頃から午前9時頃まで在宅している。午後11時頃に就
寝し、午前6時30分頃に起床する。

被害の内容は、以下のとおりである。

- ① 室外機等から発生する低周波音による圧迫感、頭痛、吐き気、い
らいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けている。
- ② ゴミ収集車のバック警告音やアイドリング音、ゴミ・びん・缶等
を投げ入れる騒音がうるさく、不快である。
- ③ 商品配送車のバック警告音、作業音、扉の開閉音及び台車の走行
音がうるさく、眠れない。
- ④ 本件コンビニ店の駐車場利用者の自動車のアイドリング音がうる
さい。
- ⑤ 本件コンビニ店の倉庫での作業音で深夜眠れなかったり、午前5
時頃に起こされたりして睡眠不足になり、仕事に支障が生じる。
- ⑥ 本件コンビニ店の駐車場でたむろする者が深夜大騒ぎをするため
に眠れないことがある。
- ⑦ 本件コンビニ店の倉庫から漂ってくる悪臭が不快で、苦痛である。
- ⑧ 上記被害を被申請人aらに訴えても事態がほとんど改善されない
ため、更にストレスが募る。
- ⑨ 上記被害により、申請人ら宅の窓を開けることができず、庭に出
ることもできない。また、申請人ら宅の南側の部屋にいられず、2
階主寝室で眠ることもできなくなり、本件コンビニ店が開業した平
成23年××月から1か月後には寝室を2階北側の洋室に変更し
た。寝室を変更したことで騒音の聞こえ方は変わらなかったものの、

低周波音の聞こえ方は小さくなったが、身体的及び精神的苦痛の程度は変わらなかった。

⑩ 申請人 d は、医師により「右季肋部～背部痛，不眠」との診断を受けている（甲 C 1）。

(ウ) 申請人 e

申請人 e は、土曜日・日曜日・祝日を除く月曜日から金曜日まで働いており、仕事のある日は、午後 9 時ないし 10 時頃から午前 6 時 30 分頃まで在宅している。午後 11 時頃に就寝し、午前 5 時 30 分頃に起床する。土曜日・日曜日・祝日は自宅で過ごすのと外出するのが半々程度である。

被害の内容は、以下のとおりである。

- ① 室外機等から発生する低周波音による圧迫感，いらいら，耳鳴り，不眠等の健康被害を受けている。
- ② 本件コンビニ店の倉庫での作業音，商品配送車の商品の搬出入音，バック警告音，駐車場に駐車している車のアイドリング音及び駐車場や倉庫付近にたむろしている者の話し声などによって，夜眠れなかったり，眠っていても目が覚めたりして，睡眠不足になる。そのため，昼間に眠くなり，仕事に支障が生じる。
- ③ 上記被害は，夜間に限らず昼間でも発生しており，騒音がうるさく，不快に感じ，自宅にいてもくつろぐことができない。
- ④ 上記被害により，寝室として使用していた申請人ら宅 2 階南側の洋室で眠ることができなくなり，本件コンビニ店が開業した平成 23 年××月から 2，3 か月後には寝室を 2 階の納戸に変更した。寝室を変更したことで騒音の聞こえ方は変わらなかったものの，低周波音の聞こえ方は小さくなり，身体的苦痛は和らいだが，精神的苦痛の程度は変わらなかった。

⑤ 申請人 e は、医師により不眠症との診断を受けている（甲 C 1 2 の 1, 2）。

(エ) 申請人 f

申請人 f は、土曜日・日曜日・祝日を除く月曜日から金曜日まで働いており、仕事のある日は、午後 6 時 3 0 分頃から午前 7 時 2 0 分頃まで在宅している。午後 1 1 時頃に就寝し、午前 6 時 3 0 分頃に起床する。土曜日・日曜日・祝日は本件コンビニ店やその周辺から発生する音を避けるため外出することが多い。

被害の内容は、以下のとおりである。

- ① 室外機等から発生する低周波音による圧迫感、頭痛、吐き気、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けている。
- ② 本件コンビニ店の倉庫での作業音、商品配送車の商品の搬出入音、バック警告音、駐車場に駐車している車のアイドリング音及び駐車場にたむろしている者の話し声などによって、夜眠れず、睡眠不足になる。そのため、昼間に眠くなり、昼間の活動に支障が生じる。
- ③ 上記被害は、夜間に限らず昼間でも発生するので、騒音が非常にうるさく感じ、自宅にいてもくつろぐことができない。
- ④ 上記被害により、2階主寝室で眠ることができなくなり、本件コンビニ店が開業した平成 2 3 年××月から 1 か月後には寝室を 2 階北側の洋室に変更した。寝室を変更したことで騒音の聞こえ方は変わらなかったものの、低周波音の聞こえ方は小さくなり、身体的苦痛は和らいたが、精神的苦痛の程度は変わらなかった。
- ⑤ 申請人 f は、医師により不眠症との診断を受けている（甲 C 1 3 の 1, 2）。

ウ 申請人ら宅等の所在地の地域環境

申請人ら宅は、都市計画法の定める 1 2 種の用途地域の中で最も静けさ

が求められる第一種低層住居専用地域に所在し、現実にも本件コンビニ店から生じる騒音を除けば非常に閑静な地域である。なお、本件各店舗の南側には、路線バス等も通る幅員の広い道路があり、更にその南側には、「j」と呼ばれるショッピングセンターが存在するが、特に夜間は、上記道路の交通量はさほど多くないし、ショッピングセンターの店舗や駐車場の車の音等は申請人ら宅ではほとんど気にならない。

エ 侵害行為開始後の経過及び状況等

(ア) 申請人らは、本件コンビニ店の開業後、被申請人 a らに対し、度々、本件コンビニ店から生じる騒音等について対処するよう申入れをしたが、被申請人 a らはこれに対して真摯に対応せず、申請人らの被害は現在に至るまで解決されていない。

(イ) 他方、申請人らは、上記イ(ア)ないし(エ)記載のとおり、本件コンビニ店からの騒音・低周波音による被害を軽減するため、寝室を変更したり、日常生活する部屋を変更するなどした。

(被申請人 a らの主張)

本件コンビニ店の営業に伴い、ある程度の音が生じていることは認めるが、申請人らに受忍限度を超える被害が生じるほどの音を出してはいない。

ア 侵害行為の態様及び侵害の程度

(ア) 室外機等からの騒音・低周波音の発生

本件コンビニ店敷地の北側に設置された室外機 5 台からある程度の騒音・低周波音が発生することは認める。熱回収タンク 1 台は、ほとんど騒音・低周波音を発生させない設備である。

(イ) 各測定について

成田市測定は、室外機等をアルミ製フェンスで囲う前のものであり、現在はこれより騒音・低周波音共に低減されている可能性が高い。さらに、他の音源の影響を考慮しておらず、本件コンビニ店からの騒音・低

周波音と測定結果の対応関係が不明であり、当該測定結果の数値が本件コンビニ店の室外機等によるものであるとはいえない。また、成田市測定の結果によれば、平成25年8月22日午後10時45分、申請人ら宅において、1/3オクターブバンドの50Hz帯域において、54dBとなったが、他の時間帯の50Hz帯域の音圧レベルについては、いずれも参照値を下回っている。なお、参照値は、規制基準、対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインとして作成されたものではない。

申請人ら測定は、測定機器、測定方法及び数値の算出方法に疑問があり、測定値の正確性に疑問がある。仮に、申請人ら測定の低周波音測定結果の数値が正しいとしても、当該測定結果は、本件コンビニ店西側に隣接する本件薬局店の室外機をはじめとして、申請人ら宅周辺に存在する室外機等の影響や風雑音を全く考慮していない。また、これによっても、1/3オクターブバンドの50Hz帯域において、参照値の52dBを大きく上回っているわけではなく、ほぼ参照値前後を推移している。仮に、申請人ら測定の騒音測定結果の数値が正しいとしても、屋外測定値について、本件コンビニ店の室外機等が停止している場合においても42～43dB程度であり、本件コンビニ店の室外機等の稼働により4～5dB程度音圧レベルが大きくなるにすぎないこと、車のアイドリングによっても1～2dB程度音圧レベルが大きくなること等からすれば、測定された騒音の発生源が本件コンビニ店の室外機等であるとはいえない。

申請人ら代理人による体感調査における低周波音測定結果は、本件コンビニ店西側に隣接する本件薬局店の室外機をはじめとして、申請人ら宅周辺に存在する室外機等の影響や風雑音を全く考慮しないととも、本件コンビニ店の室外機等の稼働状況と当該測定結果との対応関係

が不明であり、当該測定結果の数値が本件コンビニ店の室外機等によるものであるとはいえない。申請人ら宅2階の主寝室内の測定時刻と本件コンビニ店の室外機付近での測定時刻とは、時間差があり、対応関係が不明確である。申請人f及び申請人eについての体感調査において、いずれも低周波音測定結果が参照値を超過したことはなく、申請人dについても、参照値を超過したのはわずかな時間にすぎず、かつその音圧レベルの超過値もわずかである。申請人cについては、1/3オクターブバンドの50Hz帯域における測定値と感知状況が逆の数値を示しているものであり、申請人cの感知状況と測定値の変化が正確に対応していないことを示すものである。また、申請人cについての体感調査において、いずれの時間帯も上記50Hz帯域における音圧レベルが参照値を超過したことは全くなかったと推測できる。

(ウ) 本件職権調査について

手引書によれば、低周波音の測定は風の影響を強く受けるとされるが、本件職権調査において、1回目の測定日と2回目の測定日とで、風速及び風向が異なっていたことをどのように結果分析しているのか不明である。また、1回目の測定日は、室温が27度以上のかなり高温となり、このことが騒音・低周波音に対する申請人らの体感及びA特性音圧レベルに影響があった可能性がないのかが不明である。本件職権調査の結果分析については、全体として、本件各店舗の室外機等の稼働状況、風等の気象状況、その他の要因を十分に結果分析していないもので、その結果分析には疑問がある。

また、本件職権調査において、測定点Cで観測されたA特性音圧レベルの変化と本件コンビニ店の④冷凍機室外機（大型）の稼働状況との間にはっきりとした対応関係がみられる、などと分析しているが、通常状態発生音測定各測定地点におけるA特性音圧レベルと④冷凍機室外機

の設備電流の変化に体感調査時間内のほとんどで1，2分程度の微妙な時間的ズレが生じ，かつA特性音圧レベルと設備電流量の各波形にも相違がみられ，さらに，④冷凍機室外機と同様に，本件薬局店の⑦⑧冷蔵庫用室外機についても，測定点A，B及びCでそれぞれ観測されたA特性音圧レベルの変化と当該機器の稼働状況に一定の対応関係があるにもかかわらず，上記分析となった理由が不明である。周波数的な対応関係についても，④冷凍機室外機以外にも，⑦⑧冷蔵庫用室外機を含め，他の室外機にそれぞれ近似のピーク周波数が測定されているにもかかわらず，対応関係があると分析した理由が不明である。また，④冷凍機室外機が稼働しているにもかかわらず，測定点A及びBで観測された周波数と各室外機の機器近傍発生音測定で観測された周波数に近似するピーク周波数がみられない時間帯もあり，対応関係があるとするのは疑問である。本件体感調査についても，申請人2名又は3名の不快感の度合いの波形と④冷凍機室外機の設備電流量の波形との間には，体感調査時間内のほとんどで微妙なズレがあるとともに，⑦⑧冷蔵庫用室外機の稼働状況の変化と申請人らの体感にも一定の対応関係がみられるにもかかわらず，上記分析となった理由が不明である。

本件職権調査の結果によれば，測定点Bにおいて，環境基準を超えたのは1回目の測定の2回のみであり，かつ，超えたのは2 dBと1 dBであり，いずれも，本件各店舗の室外機等がほぼ全て稼働（うち1回は1台のみ稼働停止）していた。よって，測定点Bにおいて，④冷凍機室外機の稼働のみでは，環境基準を上回らないと考えられる。さらに，暗騒音等の影響がまったく考慮されておらず，かつ環境基準を上回った数値もわずかである。2回目の測定においては，環境基準を上回ったことはなく，1回目の測定において環境基準をわずかに上回ったのは，暗騒音，気候条件，本件薬局店の室外機の稼働状況等のそれぞれの影響を受

けていた可能性があるから、環境基準を上回るのが恒常的なものとは考えられない。

本件職権調査の結果によれば、④冷凍機室外機の稼働停止中に、周波数帯域によっては、ISO規格による最小可聴値を上回る時間があったこと、④冷凍機室外機の稼働中にほとんど申請人らの体感がなく、参照値を上回ることがなかった時間があったこと及び④冷凍機室外機が稼働しているにもかかわらず、最小可聴値や参照値を上回らなかったことなどがみられるが、このことを④冷凍機室外機の稼働状況との対応関係を分析する上でどのように分析したのか不明である。これらによれば、本件薬局店の室外機の稼働による騒音、その他の暗騒音等の影響があるものと考えられる。また、2回目の測定では、参照値を上回っていないにもかかわらず、申請人らのうち3名が「体感」を申し立てており、申請人らの「体感」と参照値を上回ることとの対応関係が認められない。したがって、④冷凍機室外機から発生する音が、申請人らの苦情の原因である可能性があるとは判断できない。

(エ) その他の騒音

本件コンビニ店の営業に伴い、ある程度の音が生じていることは認められるが、申請人らの被害は受忍限度を超えるものではない。

(オ) 本件コンビニ店の倉庫からの悪臭

否認する。

イ 被侵害利益の性質及び内容

否認ないし争う。申請人らの主張する侵害行為と被害との間の因果関係は明らかでない。

ウ 侵害行為開始後の経過及び状況等

(ア) 申請人らとの交渉経過

被申請人 a らは、これまで、申請人らとの間で本件紛争の解決に向け

て誠意を持って交渉してきており、平成26年10月15日には、同日までの交渉経過を踏まえ、申請人らに対し、倉庫の新設や室外機等の移設を内容とする覚書を取り交わすことを提案したが、申請人らはかかる提案を受け入れなかった。

(イ) 本件コンビニ店における対応策

被申請人 a らは、申請人らからの申入れ等を受け、以下のとおり、本件コンビニ店について対応策を実施してきた。

平成25年5月29日以降、本件コンビニ店の倉庫より北側の駐車スペースについて、駐車場としての利用を禁止した。

平成26年1月24日、本件コンビニ店の室外機等を囲っていたフェンスを、メッシュフェンスから目隠しフェンスに変更した。

遅くとも平成26年1月24日以降、午後10時から午前5時までの間は、本件コンビニ店西側の駐車場及び本件コンビニ店の倉庫の利用を禁止するようにした。

平成26年1月24日以降、深夜の時間帯は、商品配送車の駐車場所を本件コンビニ店南側の駐車場に限定するとともに、アイドリング禁止を徹底させるようにした。

申請人らから本件コンビニ店に対し申入れがなされる都度、その内容（顧客に対するアイドリング禁止の注意喚起等）に応じた対応を行っている。

(2) 争点2（被申請人 g が営む本件薬局店に設置された室外機の稼働に伴い発生する騒音等により申請人らが受けている被害が受忍限度を超えるものか否か）

(申請人らの主張)

申請人らは、被申請人 a らによる本件コンビニ店の営業に伴う騒音等により被害を受けているが、少なくとも騒音に関しては、本件コンビニ店の室外

機等から発生する騒音と本件薬局店の室外機から発生する騒音が共に申請人ら宅に到達しており、これらの騒音の相乗効果によって申請人らの被害が生じており、その被害は受忍限度を超えているといえる。

ア 侵害行為の態様及び侵害の程度

(ア) 本件コンビニ店の騒音との関係

被申請人 g は、本件薬局店の室外機から騒音を発生させており、これらの騒音は、日々、申請人ら宅に到達している。

成田市測定、申請人ら測定及び申請人ら新測定等によれば、いずれの測定においても、申請人ら宅の敷地内において測定された騒音の音圧レベルは、成田市規制基準のうち第一種低層住居専用地域に適用される夜間の規制値である 45 dB を超えている。申請人ら宅付近の状況からみて、申請人ら宅の敷地内において、測定される騒音に影響を及ぼし得る騒音の発生源は、本件薬局店の室外機と本件コンビニ店の室外機等に限られる。上記 3 つの測定結果によれば、本件薬局店の室外機及び本件コンビニ店の室外機等の合成音の音量と本件薬局店の室外機のみ音の音量は、前者が 46～48 dB 程度、後者は 42～43 dB 程度である。それぞれの音源が互いに及ぼす影響を考慮すると、本件コンビニ店の室外機等のみ音の音量は 44～46 dB と推定される。このように、申請人ら宅の敷地内における騒音の測定値は、本件コンビニ店の室外機等から発生する騒音だけでなく、本件薬局店の室外機から発生する騒音をも含むものである。

(イ) 本件薬局店の室外機の騒音について

上記のとおり、本件各店舗の室外機等から発生する騒音の音圧レベルは、夜間において継続的に 45 dB を超えており、成田市規制基準を超えていることは明らかである。

また、申請人ら新測定によれば、本件薬局店と本件コンビニ店との間

の敷地境界線上の地点において、平成29年8月4日午後9時台に54～55 dB、同日午後10時台に52～53 dBを観測した。さらに、本件薬局店と同店敷地の北側道路との敷地境界線上の地点において、同日午後9時台に52～53 dB、同日午後10時台に49 dBを観測した。

成田市規制基準によれば、当該地域の午後7時から午後10時までの規制値は50 dB、午後10時から翌日午前6時までの規制値は45 dBであるから、上記測定結果は、いずれもこれらの規制値を超えている。

(ウ) 本件職権調査の結果について

本件職権調査の結果によれば、騒音に該当する100 Hz以上の周波数領域において、本件コンビニ店の室外機等及び本件薬局店の室外機の双方について、周波数的な対応関係が認められる。さらに、申請人ら宅敷地内における測定について、本件各店舗の室外機等が全稼働の状態での測定値と、本件コンビニ店の室外機等のみ全稼働の状態での測定値、本件薬局店の室外機のみ全稼働の状態での測定値を比較した結果などによると、当該地点における騒音には本件各店舗のいずれの騒音も含まれている。また、低周波音に該当する70 Hz以下の周波数領域において、本件コンビニ店の室外機等及び本件薬局店の室外機の双方について、周波数的な対応関係が認められる。さらに、申請人ら宅内における測定について、本件各店舗の室外機等が全稼働の状態での測定値と、本件コンビニ店の室外機等のみ全稼働の状態での測定値、本件薬局店の室外機のみ全稼働の状態での測定値を、50 Hz帯域に着目して比較した結果などによると、当該地点における低周波音には本件各店舗のいずれの騒音も含まれている。

さらに、本件体感調査の結果によれば、本件薬局店の室外機の稼働状況と申請人らの体感状況も対応している。

イ 被侵害利益の性質及び内容

申請人らは、上記アの侵害行為により、重大な精神的・肉体的苦痛を被り、また、健康被害を受けた。申請人らは、これらの被害を、本件薬局店が開店した平成25年××月から現在に至るまでの長期間にわたって受け続けている。

(ア) 申請人c

申請人cの被害の内容は、以下のとおりである。

- ① 本件薬局店の室外機及び本件コンビニ店の室外機等から発生する音による圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けている。
- ② 本件薬局店の室外機及び本件コンビニ店の室外機等の音で気分が悪くなり、寝室として使用していた申請人ら宅1階の洋室で眠ることができなくなり、平成28年7月から、千葉県富里市内のアパートを借り、普段はそのアパートで過ごしており、申請人ら宅に帰宅するのは月に1、2回程度である。
- ③ 申請人cは、医師により不眠症との診断を受けている。

(イ) 申請人d

申請人dの被害の内容は、以下のとおりである。

- ① 本件薬局店の室外機及び本件コンビニ店の室外機等から発生する音による圧迫感、頭痛、吐き気、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けている。
- ② 上記被害を被申請人らに訴えても事態がほとんど改善されないため、更にストレスが募る。
- ③ 本件薬局店の室外機及び本件コンビニ店の室外機等から発生する音のため、申請人ら宅の窓を開けることができず、庭に出ることもできない。また、申請人ら宅の南側の部屋にいられず、2階の寝室

で眠ることもできなくなった。

- ④ 申請人 d は、医師により右季肋部から背部痛及び不眠との診断を受けている。

(ウ) 申請人 e

申請人 e の被害の内容は、以下のとおりである。

- ① 本件薬局店の室外機及び本件コンビニ店の室外機等から発生する音による圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けている。
- ② 本件薬局店の室外機及び本件コンビニ店の室外機等から発生する音によって、夜眠れなかったり、眠っていても目が覚めたりして、睡眠不足になる。そのため、昼間に眠くなり、仕事に支障が生じる。
- ③ 上記被害は、夜間に限らず昼間でも発生しており、うるさく、不快に感じ、自宅にいてもくつろぐことができない。
- ④ 申請人 e は、医師により不眠症との診断を受けている。

(エ) 申請人 f

申請人 f の被害の内容は、以下のとおりである。

- ① 本件薬局店の室外機及び本件コンビニ店の室外機等から発生する音による圧迫感、頭痛、吐き気、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けている。
- ② 本件薬局店の室外機及び本件コンビニ店の室外機等から発生する音によって、夜眠れず、睡眠不足になる。そのため、昼間に眠くなり、昼間の活動に支障が生じる。
- ③ 上記被害は、夜間に限らず昼間でも発生するので、非常にうるさく感じ、自宅にいてもくつろぐことができない。
- ④ 申請人 f は、医師により不眠症との診断を受けている。

ウ 申請人ら宅等の所在地の地域環境

申請人ら宅は、都市計画法の定める12種の用途地域の中で最も静けさが求められる第一種低層住居専用地域に所在し、現実にも本件薬局店及び本件コンビニ店から生じる騒音を除けば非常に閑静な地域である。

申請人ら宅の南には、路線バスも通る道幅の広い道路があり、更にその南側にはスーパーマーケットやファミリーレストラン、ドラッグストア等の店舗や大規模な駐車場のあるショッピングセンターが存在するが、特に夜間は、上記道路の交通量はさほど多くない上、ショッピングセンターの店舗や駐車場の車の音等は申請人ら宅ではほとんど気にならない。

エ 侵害行為開始後の経過及び状況等

申請人dは、本件薬局店の室外機から生じる騒音の被害について、被申請人gの親会社である株式会社kの担当者に対し、何度も申入れをしたが、同社あるいは被申請人gは、これに対して実効性ある対策を採らず、また測定への協力も拒否した。

(被申請人gの主張)

ア 侵害行為の不存在

(ア) 本件コンビニ店の騒音との関係

申請人らが主張している被害は、本件コンビニ店の室外機等の騒音に本件薬局店の室外機の音が加わって生じたものではなく、本件薬局店の室外機とは関係がない。

近隣には他にも室外機があり、申請人ら宅と本件薬局店の室外機との間は30メートル以上離れており、本件薬局店の室外機の騒音が申請人ら宅に影響することはない。

申請人らは、本件薬局店が開店する以前から被害を主張しており、申請人らの主張によっても、本件薬局店の室外機の音で増加するのは2dB程度であるところ、2dB程度の増加は人間には判別されないから、それによって被害が増加するという事もない。

(イ) 申請人ら宅室内の騒音について

申請人らの主張する測定結果を前提としても、申請人ら宅の室内では、昼夜いずれの時間も環境基準を下回っていることは明らかである。また、成田市規制基準を超えたことを問題としているが、成田市規制基準を超えた数値が測定されたのは深夜の時間帯のみであり、通常は室内にいる時間帯である。測定中に一時規制基準を超えたことがあるにすぎず、常時、成田市規制基準を超える騒音が発生しているものでもないし、超えた程度もわずかである。なお、本件薬局店は騒音規制の対象となっていない。

したがって、健康に影響するような騒音はそもそも発生していない。

イ 被侵害利益の性質及び内容

否認ないし争う。申請人らの主張する侵害行為と被害との間の因果関係は明らかでない。

ウ 侵害行為開始後の経過及び状況等

被申請人gは、平成25年12月頃、申請人らから本件薬局店の室外機の騒音についての申入れがあったため、平成26年3月頃、騒音を軽減するために壁を設置した。

申請人らは、本件薬局店の室外機を停止させるように要求するものであり、到底応じられないものである。

(3) 争点3（被申請人aらによる共同不法行為の成否）

（申請人らの主張）

本件で問題となる侵害行為は、被申請人aらの共同不法行為（民法719条1項前段）に当たり、被申請人aらは連帯責任を負う。

（被申請人aらの主張）

否認ないし争う。

被申請人aは、本件コンビニ店の経営に関与していない。本件コンビニ店

の経営者は被申請人 b であり、被申請人 a は、被申請人 b との間で加盟店基本契約を締結し、同契約に基づきフランチャイザーとして、h システムによって本件コンビニ店を運営することを許諾し、かつ、本部として、継続的に、h システムによる経営の指導、技術援助及びサービスを行うとともに、本件コンビニ店の建物及び設備を提供しているものである。

(4) 争点 4 (被申請人 g に被申請人 a からの共同不法行為が成立するか否か)
(申請人らの主張)

本件薬局店と本件コンビニ店の両方が営業している状況において、申請人ら宅の敷地内に到達している騒音には、本件薬局店の室外機と本件コンビニ店の室外機等からそれぞれ発生する音の両方が含まれている。また、本件薬局店の室外機から生ずる音の音量及び本件コンビニ店の室外機等から生ずる音の音量の差はごくわずかであるから、申請人らが騒音によって被っている被害については、これらの両方の音が共に関与しているとみるべきである。すなわち、両方の音について、被申請人 g 及び被申請人 a らの侵害行為と申請人らの被害との間に相当因果関係が認められ、その騒音によって申請人らが受けている被害については、被申請人らに共同不法行為（民法 719 条 1 項前段）が成立し、被申請人らは連帯責任を負う。

(被申請人 g の主張)

否認ないし争う。

(5) 争点 5 (損害の発生及び額)

(申請人 c の主張)

ア 被申請人 a らの侵害行為については、少なくとも過失が認められるところ、これによって申請人 c の受けた精神的・肉体的苦痛（上記(1)イ）を慰謝するに足りる慰謝料の額は 400 万円を下らない。

イ 申請人 c は、本件コンビニ店の室外機等からの低周波音や本件コンビニ店の駐車場に駐車している車のアイドリング音等に耐えかねて、平成 28

年7月より申請人ら宅とは別にアパートを借り、現在は主としてそのアパートに居住しており、申請人ら宅には月に1、2回帰宅するだけである。このため、申請人cは、上記アパートの契約時の費用や家賃等として合計57万9458円を支出した。かかる支出は、被申請人aらの侵害行為と相当因果関係のある損害である。

ウ また、弁護士費用については上記慰謝料額の1割の40万円とするのが相当である。

エ 被申請人gの侵害行為については、少なくとも過失が認められるところ、これによって申請人cの受けた精神的・肉体的苦痛（上記(2)イ）を慰謝するに足りる慰謝料の額は300万円が相当である。また、弁護士費用については慰謝料額の1割の30万円とするのが相当である。

(申請人d、申請人e及び申請人fの主張)

ア 被申請人aらの侵害行為については、少なくとも過失が認められるところ、これによって申請人d、申請人e及び申請人fの受けた精神的・肉体的苦痛（上記(1)イ）を慰謝するに足りる慰謝料の額は申請人一人当たり400万円が相当である。また、弁護士費用については慰謝料額の1割の40万円とするのが相当である。

イ 被申請人gの侵害行為については、少なくとも過失が認められるところ、これによって申請人d、申請人e及び申請人fの受けた精神的・肉体的苦痛（上記(2)イ）を慰謝するに足りる慰謝料の額は申請人一人当たり300万円が相当である。また、弁護士費用については慰謝料額の1割の30万円とするのが相当である。

(被申請人aらの主張)

否認ないし争う。

(被申請人gの主張)

否認ないし争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実，掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1) 本件コンビニ店の営業に関する事実

ア 本件コンビニ店の倉庫では，番重の出し入れや段ボール，ゴミ，空き瓶や空き缶といった廃棄物の搬出入が行われている（甲A14）。

イ 商品配送車は，1日11回，本件コンビニ店を訪れている。その時間帯は，以下のとおりである。（乙7の1）

（午前）1時20分，3時5分，3時15分，6時50分，8時25分，
8時50分，9時34分

（午後）3時40分，4時12分，5時32分（月曜日を除く），9時47分，10時37分（月曜日のみ）

ウ ゴミ収集車は，月曜日から土曜日まで，毎日午後0時頃から午後1時頃までの間に本件コンビニ店を訪れ，倉庫からゴミの回収を行っている（乙7の2）。

(2) 事実経過

ア 申請人d及び申請人fは，本件コンビニ店が開業した平成23年××月当時，申請人ら宅2階の主寝室で寝ていたが，本件コンビニ店の騒音や低周波音が気になり，同年9月，2階の北側の洋室で寝るようになり，現在まで，そこで寝ている。

申請人cは，本件コンビニ店が開業した当時，申請人ら宅1階の南西側の寝室で寝ていたが，本件コンビニ店の騒音や低周波音が気になり，本件コンビニ店開業の2～3か月後から，1階のリビングダイニングキッチン
の北側で寝るようになった。

申請人eは，本件コンビニ店が開業した当時，申請人ら宅2階の南側の

洋室で寝ていたが、本件コンビニ店の騒音や低周波音が気になり、本件コンビニ店開業の2～3か月後から、2階の納戸で寝るようになり、現在まで、そこで寝ている。

申請人らは、上記変更後の就寝場所でも低周波音を感じているが、聞こえ方は小さくなったと感じている。

(審問の全趣旨)

イ 申請人らは、本件コンビニ店が開業した翌月の平成23年××月頃から、本件コンビニ店に電話で騒音等について対処するよう申入れをしたり、警察にパトロールを依頼するようになった(審問の全趣旨)。

ウ 申請人らは、平成25年1月頃、被申請人aの成田地区店舗経営指導員(以下「成田地区店舗経営指導員」という。)に対し、口頭又は電話で、騒音やその他の迷惑行為をなくすよう申し入れるようになった(審問の全趣旨)。

エ 被申請人bは、平成25年5月29日以降、本件コンビニ店の倉庫より北側の駐車スペースについて、駐車場としての利用を禁止した(審問の全趣旨)。

オ 申請人らが、平成25年7月頃、成田市役所の公害苦情処理担当者に本件コンビニ店の営業に関する相談を行ったところ、前記前提事実(4)のとおり、成田市役所は、同年8月22日、騒音測定(成田市測定)を行った(甲B1)。

カ 被申請人bは、平成26年1月24日、本件コンビニ店の室外機等を囲っていたフェンスを、メッシュフェンスから目隠しフェンスに変更した(乙3, 職1の1)。

キ 申請人c及び申請人d(以下、2名を併せて「申請人夫婦」という。)は、平成26年1月頃、1弁護士(以下「1弁護士」という。)及びm弁護士(以下「m弁護士」という。)を代理人に選任し、同年4月2日、同

人らを介し、被申請人 a らに対し、申請人夫婦が、①本件コンビニ店の室外機等による低周波音及び騒音、②本件コンビニ店の倉庫への昼夜を問わない搬入・搬出時の作業音及び倉庫扉の開閉音、車両のエンジン音及びドアの開閉音、③本件コンビニ店の駐車場利用者による昼夜を問わない車両エンジン音などによって、日々、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、

(i) 室外機等の本件コンビニ店南側への移設、(ii) 本件コンビニ店北側の駐車場の使用制限、防音壁設置、(iii) 本件コンビニ店北側道路からの駐車場への出入り禁止、(iv) その他必要な騒音・低周波音対策を求める旨の通知を行い、同通知は、同月 3 日、被申請人 a らに到達した(甲 A 13 の 1 ないし 3)。

ク 被申請人 b は、この頃、午後 10 時から午前 5 時までの間は、本件コンビニ店西側の駐車場のうち、申請人ら宅側の 3 台分の区画にカラーコーンとポールを設置し、当該区画を閉鎖して自動車が駐車できない措置を採った(審問の全趣旨)。

ケ 被申請人 a の担当者は、平成 26 年 4 月 23 日、1 弁護士との間で、本件コンビニ店から生じる騒音・低周波音の対策等について協議を行った。かかる協議の結果を踏まえ、被申請人 a らは、成田地区店舗経営指導員を介して商品配送を行う業者等に連絡し、午後 10 時から午前 5 時までの間の本件コンビニ店西側駐車場の利用禁止の徹底を図ることとした。(乙 4 の 1)

コ 被申請人 b は、平成 26 年 4 月 23 日以降、本件コンビニ店の従業員及び商品配送業者等に対し、上記時間帯においては、本件コンビニ店の北側に設置された倉庫を使用しないよう指示した。

また、被申請人 b は、遅くとも同日以降、商品配送業者等に対し、上記時間帯においては、商品配送車を本件コンビニ店南側の駐車場に駐車させること及び駐車中のアイドリングを禁止することを周知した。しかし、物

流センターの配送員が、平成26年6月6日の同時間帯に、倉庫を使用したことがあった。(乙4の3)

サ 被申請人aの担当者は、平成26年5月28日、1弁護士との間で、本件コンビニ店から生じる騒音・低周波音の対策等について協議を行った。かかる協議において、1弁護士から、上記クの午後10時から午前5時までの間の駐車場の閉鎖措置と本件コンビニ店北側の倉庫の使用停止措置につき確実に実施するよう求められたことを踏まえ、本件コンビニ店では、平成26年5月29日以降、午後10時から午前5時までの間の本件コンビニ店西側の3台分の駐車スペースの閉鎖措置(カラーコーン等の設置作業)を確実に実施するため、誰がいつ閉鎖措置を採ったかを記録する作業チェック表が使用されるようになった。また、被申請人bは、従業員に対し、本件コンビニ店北側の倉庫の使用停止を継続するとともに、被申請人aの物流部を通じ、商品配送を行う業者に対し、午後10時から午前5時までの間、倉庫の使用停止の徹底を図ることとした。(乙4の2、乙6の1)

シ 被申請人aの担当者は、平成26年7月10日、1弁護士との間で、本件コンビニ店から生じる騒音・低周波音の対策等について協議を行った。その際、1弁護士は、(i)午後10時から午前5時までの間、倉庫の使用を停止するという約束が守られていない、(ii)室外機等を移設し、倉庫を店舗前面へ移動した上で、車のアイドリング音が聞こえないように防音壁を設置してほしい、(iii)上記時間帯に閉鎖する駐車場の台数を3台から5台に増やし、本件コンビニ店西側の駐車場を全部閉鎖してほしい、(iv)駐車場の閉鎖措置を解除する時間を午前5時から午前6時にしてほしい旨述べた。これに対し、被申請人aの担当者は、上記時間帯に倉庫を使用したのは上記に記載の6月6日の1回のみであり、従業員は守っている、倉庫の店舗前面への移動はできない、防音壁については建築部に確認

して回答する、本件コンビニ店西側の駐車場の閉鎖については、これ以上の台数の閉鎖、時間の延長はできない旨回答した。(乙4の3)

ス 被申請人 a の担当者は、平成26年8月1日、1弁護士との間で、本件コンビニ店から生じる騒音・低周波音の対策等について協議を行い、その際、1弁護士から、申請人夫婦と被申請人 a らとの間で取り交わす覚書案の提示を受けた(乙4の4)。

セ 被申請人 a らは、平成26年8月17日、上記覚書案の提示を踏まえ、申請人夫婦に対し、要旨、以下の内容の覚書を取り交わすことを提案した(以下「本件覚書提案」という。)(甲A14)。

- ① 本件コンビニ店北側に設置された室外機4台を本件コンビニ店東側に移設した上、移設した室外機の北側に高さ2.8mの防音パネルを設けること。
- ② 倉庫は、年に数回の什器・備品の出し入れ時を除き、使用しないようにし、本件コンビニ店東側に新たに番重、段ボール及びゴミ等を収納する新たな倉庫を設置すること。
- ③ 本件コンビニ店西側の駐車場北側に高さ2.8mの防音パネルを設置すること。
- ④ 本件コンビニ店西側の駐車場の長時間利用者(特に夜間から早朝の利用者)に対しては注意喚起を実施するなどの配慮を行うこと。
- ⑤ 上記①ないし④の措置は被申請人 a の負担で行うこと。
- ⑥ 被申請人 a らは今後も本件コンビニ店の経営について十分注意を払う旨約束すること。
- ⑦ 申請人夫婦は、上記①ないし④の措置が被申請人 a らの精一杯の誠意によるものであり、問題の性質上、100%の解決は難しい問題であることを理解し、爾後、本件に関し、被申請人 a らに対して覚書に定めのない請求は一切行わないものとする。

ソ 被申請人 a の担当者は、平成 26 年 9 月 5 日、m 弁護士から、上記被申請人 a からの提案に対する回答を大要以下のとおり聴取した（乙 4 の 5）。

① 最重要の課題はアイドリング音なので、本件コンビニ店北側は自動車の出入りができないよう、高さ 3.5 m の防音パネルを設置し、封鎖してほしい。この点が解決しない限り、和解はできない。

② 本件コンビニ店東側に新たに倉庫を設置するのであれば、既存の倉庫は撤去してほしい。

タ 被申請人 a らは、平成 26 年 10 月 15 日、上記ソの申請人らの意向を踏まえ、申請人夫婦に対し、本件コンビニ店北側の防音パネルによる封鎖はできない旨回答する一方で、上記セ⑦のうち、「爾後、本件に関し、被申請人 a らに対して覚書に定めのない請求は一切行わないものとする」旨の文面については削除することを提案した（甲 A 15）。

チ 被申請人 a の担当者は、平成 26 年 10 月 30 日、1 弁護士及び m 弁護士との間で、覚書の締結に関する協議を行った。その際、1 弁護士らは、被申請人 a の担当者に対し、本件コンビニ店周辺の住民による本件コンビニ店北側の閉鎖を求める趣旨の署名簿を示した上で、改めて本件コンビニ店北側の閉鎖を求めた。（甲 A 12、乙 4 の 6）

ツ 被申請人 a らは、上記チの協議後、申請人夫婦に対し、本件コンビニ店北側を閉鎖することはできない旨回答し、申請人夫婦と被申請人 a らの協議は覚書の締結に至らずに終了した（審問の全趣旨）。

テ 被申請人 a らは、本件コンビニ店西側の駐車場に看板を設け、本件コンビニ店利用客に対して、エンジンストップに協力を求める内容や 20 分以上の駐車をしないように求める内容の掲示をした（職 1 の 1）。

ト 被申請人 a らは、本件裁定手続において、冷凍機室外機 2 台を店舗前に移設する旨の提案をした（審問の全趣旨）。

(3) 成田市測定（甲A18，甲B1）

成田市測定は、前記前提事実(4)のとおり、平成25年8月22日に実施され、その測定結果は別紙6のとおりである。午後10時45分から同46分までの申請人ら宅2階主寝室の低周波音の測定結果は1/3オクターブバンドの50Hz帯域において54dBであった。

本件コンビニ店は24時間営業のため、室外機等は24時間運転しており、上記測定の際に室外機等の電源を入れたり切ったりすることはなかった。

(4) 申請人ら測定（甲B2，職3）

申請人ら測定は、前記前提事実(5)のとおり、平成27年8月2日から3日にかけて実施された。同月2日午後10時27分から同月3日午前0時16分までの間に12回行われた本件申請人ら宅2階主寝室での低周波音の測定結果のうち11回の測定結果は、1/3オクターブバンドの50Hz帯域において同帯域の参照値である52dBを上回った。同月15日午後10時32分から同月16日午前2時30分までの間に8回行われた測定のうち7回の測定結果も、1/3オクターブバンドの50Hz帯域においておおむね52dB前後であった。

また、同月15日午後11時54分から同月16日午前0時5分頃までの間及び同日午前0時10分から午前0時22分頃までの間に行われた申請人ら宅敷地内での騒音の測定結果は、騒音（A特性音圧レベル）がおおむね47～51dBであった。

(5) 申請人ら代理人による体感調査等（甲B14の1，2，甲B15）

申請人ら代理人による体感調査等は、前記前提事実(6)のとおり、申請人らについて、それぞれ実施された。当該調査では、申請人ら宅の2階主寝室において、申請人らに低周波音を感じる（あるいは聞こえる）か否かを述べさせ、感じるときと感じないときのそれぞれについて、まず、2階主寝室内で50Hz帯域の音圧レベルを測定し、さらに、測定器を持って移動し、本件

コンビニ店に設置された室外機等の近傍で50Hz帯域の音圧レベルを測定した。

(6) 本件職権調査の結果（職2）

前記前提事実(8)のとおり、委託測定業者による本件職権調査が実施された。その結果は、概要以下のとおりである。

ア A特性音圧レベル測定結果

測定点AからEにおけるA特性音圧レベル測定結果は、別紙7のとおりである。なお、分析区間とは、体感調査における申請人らの感じ方の違いが代表的な時間帯の中から、全測定点にわたって暗騒音の影響が少ない時間帯（「分析時刻」の欄に開始時刻と終了時刻が記載されている。）として、委託測定業者が選定した分析区間である。

イ G特性音圧レベル測定結果

測定点AからEにおけるG特性音圧レベル測定結果は、別紙8のとおりである。

ウ 本件体感調査の実施

本件体感調査は、申請人らのうち調査に応じる意向を示さなかった申請人cを除く3名（ただし、測定の1日目はうち2名のみ、2日目は3名）に対して実施された。本件体感調査の結果は、別紙9のとおりである。

エ 室外機等の稼働状況とA特性音圧レベルとの対応関係

通常状態発生音測定の全時間帯において、本件コンビニ店の④冷凍機室外機の稼働状況及び測定点Cで観測されたA特性音圧レベルと、申請人ら宅側の測定点A及びBで観測されたA特性音圧レベル変化との間に明確な対応関係があった。

他方、本件薬局店の⑦冷蔵庫用室外機については、その電流値と測定点DのA特性音圧レベルの変化との対応があるように見受けられるものの、午前0時以前の時間帯では、同室外機の電流値は一定であり測定点Dにお

けるA特性音圧レベルもほとんど変化していない。

また、上記④冷凍機室外機以外の本件コンビニ店の室外機等及び本件薬局店の室外機の稼働状況と、申請人ら宅側の測定点A及びBで観測されたA特性音圧レベルとの間に対応関係はなかった。（職3）

オ 室外機等の稼働状況とG特性音圧レベルとの対応関係

全ての測定点において、G特性音圧レベルの変化と全ての室外機等の稼働状況との間に対応関係はなかった。

カ 騒音・低周波音の周波数特性の対応関係

周波数分析（1／3オクターブバンド周波数分析及びFFT分析）によれば、測定点A及びBにおいて観測された共通のピーク周波数と機器近傍発生音測定時に観測された発生音のピーク周波数を比較したところ、本件コンビニ店の④冷凍機室外機、本件薬局店の⑦⑧冷蔵庫用室外機及び⑨⑩店舗空調用室外機において、複数の周波数の一致がみられた。

このうち、④冷凍機室外機のピーク周波数において最も多くの一致がみられ、周波数的な対応関係があった。特に、50Hz及び250Hzの周波数帯域は、全時間帯にわたって、④冷凍機室外機の稼働状況と明確な対応関係があった。

⑧冷蔵庫用室外機は、46.9Hzで対応がみられるが、当該周波数の音圧レベルは67.7dBであるのに対し、④冷凍機室外機は、49.4Hzで対応がみられ、当該周波数の音圧レベルは78.0～84.1dBであり、⑧冷蔵庫用室外機の音圧レベルは、④冷凍機室外機よりも10dB以上低かった。

周波数分析によれば、本件薬局店の⑧冷蔵庫用室外機以外の室外機については、50Hz及び250Hzの周波数帯域をピーク周波数とする機器はなかった。

キ 室外機等の稼働状況と申請人3名の体感との対応関係

本件体感調査の結果によれば、室外機等の稼働状況の変化に伴う申請人3名の体感（不快感の度合い）の変化に大きな違いはなく、また、体感調査の時間帯全体において、本件コンビニ店の④冷凍機室外機の稼働状況の変化と申請人3名の体感記録との間に明確な対応関係があった。他方で、その他の本件コンビニ店の室外機等や本件薬局店の室外機については、その稼働状況と申請人3名の体感記録との間に明確な対応関係は認められなかった。

ク 申請人ら宅内の測定結果と最小可聴値との比較

周波数分析結果（1／3オクターブバンド周波数分析）と最小可聴値及び参照値の比較検討結果（別紙10参照）によれば、申請人ら宅内の測定点Aにおいて、50Hz、100Hz、200Hz～6300Hzの周波数帯域で、最小可聴値を上回っており、測定点Aにおいて、上記周波数帯域の騒音・低周波音を聴き取れる可能性がある。また、50Hz、100Hz、250Hzに卓越成分が認められるが、特に、250Hzでは最小可聴値を20dB以上上回ることがあった。

上記比較検討結果によれば、測定点Aにおいて、1回目の測定時に、50Hzの周波数帯域において、参照値を上回る時間帯があった。時間帯ごとの超過量等は別紙11のとおりである。2回目の測定時には、いずれの周波数帯域においても、参照値を上回る時間帯はなかった。

2 争点1（被申請人aらによる本件コンビニ店の営業に伴い発生する騒音等により申請人らが受けている被害が受忍限度を超えるものか否か）について

- (1) コンビニエンスストア等の店舗の営業に伴う騒音（低周波音を含む。）による被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害となるかどうかは、①侵害行為の態様、侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③当該店舗等の所在地の地域環境、④侵害行為開始後の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸

般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである（最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・集民172号99頁参照）。以下、これに沿って検討する。

(2) 検討

ア 侵害行為の態様及び侵害の程度について

申請人らは、被申請人 a らは、本件コンビニ店の営業に伴い、種々の騒音等を発生させていると主張するが、まずは、専門委員の意見書（職3）を踏まえ、室外機等から発生する騒音・低周波音について検討する。

(ア) 騒音・低周波音が申請人ら宅に到達しているか

本件職権調査の結果によれば、被申請人 a の設備である④冷凍機室外機の稼働状況と申請人ら宅内外で測定されたA特性音圧レベルの変化との間に対応関係が認められる。また、50Hz及び250Hzの周波数帯域において、④冷凍機室外機近傍で観測された発生音のピーク周波数と申請人ら宅内外で測定されたピーク周波数の対応関係が認められる。したがって、被申請人 a の設備である④冷凍機室外機の稼働に伴う騒音及び低周波音が申請人ら宅内外に到達していることが認められる。

加えて、本件職権調査及び本件体感調査の結果によれば、④冷凍機室外機の稼働状況と申請人3名の体感には対応関係が認められること及び申請人ら宅内においてこれらの騒音・低周波音を聴き取れる可能性が高いことから、本件コンビニ店の室外機等、特に、④冷凍機室外機からの騒音（周波数帯域としては250Hz）及び低周波音（周波数帯域としては50Hz）が申請人3名の不快感の原因となっていることが推認される。

被申請人 a らは、本件薬局店の⑦⑧冷蔵庫用室外機についても、測定点A、B及びCで測定されたA特性音圧レベルとの間に一定の対応関係があると主張する。しかし、午前0時以前の時間帯において、上記⑦冷

蔵庫用室外機の電流値が一定であるにもかかわらず、申請人ら宅側の測定点A及びBで音圧レベルが変化していることに照らすと、上記⑦冷蔵蔵庫用室外機について申請人宅側の測定点A、B及び本件コンビニ店の室外機等設置場所近傍の測定点Cで測定されたA特性音圧レベルとの対応関係があるとはいいがたい。しかも、⑧冷蔵蔵庫用室外機は、46.9 Hzで対応がみられるが、当該周波数の音圧レベルは67.7 dBであるのに対し、④冷凍機室外機は、49.4 Hzで対応がみられ、当該周波数の音圧レベルは78.0～84.1 dBであり、⑧冷蔵蔵庫用室外機の音圧レベルは、④冷凍機室外機より10 dB以上低く、申請人ら宅との距離も離れていることを考慮すると、⑧冷蔵蔵庫用室外機の音の影響は小さいと推認される。

また、被申請人aらは、A特性音圧レベルの変化と④冷凍機室外機の設備電流の変化に1、2分程度の時間的ズレや各波形にも相違があると主張するが、いずれも明確なものとはいいがたく、室外機等から申請人ら宅までの伝搬時間も考慮すると、④冷凍機室外機の稼働状況と申請人ら宅内外で測定されたA特性音圧レベルの変化との間に対応関係が認められるとの認定を妨げるものではない。さらに、本件体感調査における申請人3名の不快感の度合いの波形と④冷凍機室外機の稼働状況との間に微妙なズレがあるとの主張についても、体感調査と室外機等の稼働状況との間に若干の反応時間のずれが生じる可能性はある。別紙9によれば、分析区間7について、④冷凍機室外機が稼働しているにもかかわらず、申請人2名の体感が「⑩感じない」となっているが、本件職権調査において実際に分析を行った区間は、④冷凍機室外機を含む室外機が稼働し始めた時間であり、室外機の稼働に対して体感の反応が若干ずれたことによるものと考えられる。以上によれば、被申請人aらの主張は、④冷凍機室外機の稼働状況と申請人3名の体感との対応関係が認められ

るとの上記認定を妨げるものではない。

なお、申請人ら代理人による体感調査（甲B9）によれば、申請人ら宅2階主寝室で観測された音の大小と室外機等近傍で観測された音の大小とは対応が認められるとしているが、申請人ら代理人による体感調査では50Hz帯域の音圧レベルにのみ注目しており、室外機から発生する音は他の周波数成分も含まれており、50Hz帯域の音圧レベルだけでは、対応関係の有無は判断できない。

(イ) 騒音

別紙7の測定結果及び別紙9の機器稼働状況によれば、本件各店舗の室外機をほぼ全機稼働した状態で、申請人ら宅敷地内の測定点Bにおいて、 $L A e q$ で46～47dBを観測した。一方、本件各店舗の室外機を全機稼働停止とした状態での同地点での $L A e q$ は39dBであった。

よって、申請人ら宅敷地内における騒音のA特性等価音圧レベルは、46～47dBであったことが認められる。また、室外機の稼働状況は、気候に影響されることもあるから、気象条件等により、これを数dB上回る音圧レベルの騒音が発生する可能性もある。なお、申請人ら測定の結果においても、申請人ら宅敷地内において、午後10時以降にA特性音圧レベル約47から51dB程度を観測しており、本件職権調査の結果と整合的である。

申請人ら宅に適用される環境基準によれば、夜間の基準値は45dBであり、そうすると、夜間屋外において、当該基準を数dB程度超過する時間帯があると推認される。なお、被申請人らが指摘するとおり、気象条件等によれば、当該基準を超えない時間帯もあるとは推認されるが、これを超える時間帯があることを否定することはできない。

また、別紙10のとおり、申請人ら宅内の測定点Aにおいて、50Hz、100Hz、200Hz～6300Hzの周波数帯域で、最小可聴

値を上回ったことが認められ、申請人ら宅内の測定点Aにおいて、上記周波数帯域の騒音・低周波音を聴き取れる可能性がある。特に、250 Hzでは最小可聴値を20 dB以上上回ることがあったことから、250 Hzの周波数帯域の騒音が申請人3名の不快感の原因である可能性がある。

他方、別紙7の測定結果によれば、申請人ら宅内の測定点Aにおいては、 $L A e q$ で最大で29 dBを観測したにとどまる。そうすると、前記前提事実(3)ウのとおり、屋内での騒音による睡眠妨害の指針値は35 dBあるいは30 dBであるところ、申請人ら宅内において、かかる指針値を超過するものではない。別紙6の成田市測定の結果によれば、昼間の時間帯ではあるが、申請人ら宅内において、32～33 dBを観測しており、気象条件等により、夜間においてもWHOの指針値である30 dBを上回る可能性を否定することはできないが、本件職権調査の結果も併せ考慮すれば、夜間において、本件コンビニ店の室外機等（特に④冷凍機室外機）から、不眠症などの健康被害に至る程度の騒音が常時発生しているとまでは認められない。

(ウ) 低周波音

別紙11によれば、申請人ら宅内である測定点Aにおいて、1回目の測定時には、50 Hzの周波数帯域において参照値を超過した時間帯が5回あった。ただし、同周波数帯域において、参照値を超過する程度は2～3 dBである。他方、2回目の測定時には、室外機等を全て稼働させた時間帯があったにもかかわらず、参照値を超過した時間帯はまったくなかった。

成田市測定の結果によると、申請人ら宅2階主寝室において50 Hz帯域で参照値を上回る時間帯があったことが認められ、申請人ら宅側に設置されている本件コンビニ店の室外機等を囲っていたフェンスの形状

が本件職権調査時と異なるという点はあるが、本件職権調査の結果とも整合的である。申請人ら測定の結果においても、午後10時台以降に申請人ら宅2階主寝室において50Hz帯域で参照値を2～3dB程度上回っており、これも本件職権調査の結果と整合的である。

そうすると、本件コンビニ店の室外機等(特に④冷凍機室外機)から、気象条件、室外機の稼働状況によっては、参照値を超える低周波音が発生し、申請人ら宅2階主寝室においては、参照値を2～3dB程度超える時間帯があったことが推認される。前記前提事実(3)エ記載の参照値の趣旨に照らせば、50Hz帯域の低周波音が申請人3名の不快感の原因である可能性は否定できない。

イ 被侵害利益の性質及び内容について

騒音については、不眠症などの健康被害に至る程度の騒音を常時発生しているとは認められないものの、夜間の屋外の環境基準を数dB程度超過する時間帯があったと認められ、屋内の指針値のうち厳しいWHOの指針値を超過する可能性があることも否定できない。また、低周波音については、気象条件、室外機の稼働状況によっては、参照値を2～3dB超える低周波音が発生していたと認められることからすると、申請人らが本件コンビニ店の室外機等から発生する騒音・低周波音に不快感をもったことが推認できる。

他方、申請人らは、不眠症等との診断を受けたとして、診断書を提出するが、当該診断書の記載内容は各人の主訴に基づくものである。また、申請人dは、平成25年12月16日付け診断書(甲C1)において、「右季肋部から背部痛及び不眠」との診断を受けているが、心療内科を受診したほかは、その後通院しておらず、同日に処方された薬以外は、医師の処方による服薬もしていない。申請人c、申請人e及び申請人fが提出する各診断書は、いずれも診断の時期が平成28年××月以降であって、本件

コンビニ店が開業した平成23年××月から5年が経過し、しかも申請人らが平成28年2月16日公調委に対し被申請人aらを被申請人として本件裁定申請をした(当裁定委員会に顕著な事実)後に受診したものであり、それ以前あるいはその後の通院も認められない。

したがって、申請人らが本件コンビニ店の室外機等から発生する騒音や低周波音に不快感をもち、その結果、不眠症等の診断を受けたとしても、その診断時期や治療期間等からすると、申請人らの不眠症等の症状はいずれも比較的軽度なものであったと評価せざるを得ない。もっとも、後記エ、オのとおり、騒音の程度は不明であるが、申請人らは、最重要の課題は商品配送業者等の商品配送車や本件コンビニ店利用客の使用する自動車のアイドリング音であるとしていることに加え、申請人らは、本件コンビニ店が開業後、早ければ1か月後、遅くとも2～3か月後には、就寝場所を申請人ら宅の北側の場所に変更し、これによって就寝場所での低周波音の聞こえ方は小さくなっていることからすると、上記不快感や不眠症等の原因が本件コンビニ店の室外機等から発生する騒音や低周波音のみにあるとまではいえない。

ウ 本件コンビニ店等の所在地の地域環境について

申請人ら宅は、成田市規制基準において、最も静寂さが求められる第一種低層住居専用地域に位置しているが、幅員約6mの一般道路を隔てて、本件コンビニ店が所在する第一種住居地域と接しており、本件コンビニ店の敷地南側には幅員が広い道路やショッピングセンターなどの大型の商業施設があり、交通量も多いと考えられ、本件コンビニ店等の所在地は不可避免的に一定の道路騒音等の影響を受ける地域環境にあるといえる。

エ 侵害行為開始後の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果について

申請人らは、本件コンビニ店が開業した翌月の平成23年××月頃から、

本件コンビニ店に騒音等について対処するよう電話で直接申入れをしており、平成25年1月頃には、被申請人aの成田地区店舗経営指導員にも申入れを行っており、開業当初から、種々の申入れをしていることが認められる。

これに対し、被申請人bは、平成26年1月24日、本件コンビニ店の室外機等を囲っていたフェンスを、メッシュフェンスから目隠しフェンスに変更したことが認められる。これは、本件職権調査の結果を踏まえると、騒音・低周波音の対策としては十分なものとはいえないが、平成26年1月頃から、被申請人aらが申請人らからの騒音等の苦情に対処しようとした事情として評価することができる。

申請人夫婦が弁護士を介して申入れを行った平成26年4月以降は、数度の協議の場を設け、申請人夫婦が申し入れていたその他の騒音についても、相応の対策を講じたことが認められる。

そして、被申請人aらは、平成26年8月17日の本件覚書提案において、本件コンビニ店北側に設置された室外機4台を、申請人ら宅からより離れた位置へ移設し、申請人ら宅との間に防音パネルを設けることを提案するなどしたが、申請人夫婦が、最重要の課題はアイドリング音であり、本件コンビニ店北側の駐車場入口を、防音パネルを設置して封鎖しない限り、和解はできないなどと回答したため、協議がととのわなかったことが認められる。また、被申請人aらは、本裁定手続においても、申請人3名の不快感の発生源となっている④冷凍機室外機を店舗前に移設する提案をしたことが認められる。

したがって、被申請人aらは、騒音等の対策として、申請人らの不快感の発生源となっている室外機の移設や防音パネルの設置の提案をしていることが認められ、申請人らからの騒音等に関する申入れに対して、解決に向けた具体的な提案を行っていたことが認められる。

オ その他の騒音等について

(ア) 申請人らは、本件コンビニ店の倉庫における物の出し入れやゴミ収集車による騒音も主張するが、騒音の程度を裏付ける的確な証拠はない。また、被申請人 a らは、倉庫を使用する本件コンビニ店の従業員及び商品配送業者等に対し、午後 10 時から午前 5 時までの間は、当該倉庫を使用しないように指示し、これを徹底するために様々な対応を採っており、これが守られなかったのは 1 回のみであるから、夜間に倉庫の使用に伴って騒音を生じさせないよう相応の対策を講じたものと評価することができる。さらに、本件覚書提案において、番重、段ボール及びゴミ等を収納する倉庫を申請人ら宅から離れた位置に新設し、従前の年数回の什器・備品の出し入れ時を除き、倉庫を使用しないようにするとの提案を行っている。上記ゴミ収集車によるゴミ収集に伴う騒音は、回収時間がいずれも昼間であり、一定の騒音が生じたとしても、短時間であり、一般的に不眠症などの健康被害を生じさせるものとはいえない。

(イ) また、申請人らは、商品配送業者等の商品配送車のアイドリング音などの騒音を主張するが、騒音の程度を裏付ける的確な証拠はない。また、被申請人 a らは、商品配送業者等に対し、午後 10 時から午前 5 時までの間は、商品配送車を申請人ら宅から離れた本件コンビニ店南側の駐車場に駐車させることや駐車中のアイドリングを禁止することを周知し、申請人ら宅に近い本件コンビニ店西側の駐車場の利用禁止の徹底を図るための対策を採ったことが認められる。

申請人らは、本件コンビニ店利用客の使用する自動車のアイドリング音などの騒音や利用客のたむろ行為等に伴う騒音を主張するが、これらについても騒音の程度を裏付ける的確な証拠はない。また、被申請人 a らは、申請人らのこれらの騒音に関する申入れに対処するため、申請人ら宅に近い本件コンビニ店の倉庫より北側の駐車スペースについては、

駐車場としての利用を禁止したことが認められ、さらに、西側駐車場のうち、申請人ら宅側の3台分の区画については、午後10時から午前5時までの間は閉鎖措置を採って、自動車が駐車できないようにしており、夜間に騒音を発生させないようにしていることも認められる。アイドリングを禁止する旨の掲示もして、本件コンビニ店利用客への注意喚起も行っており、被申請人aらは、採りうる対策を採っていると評価することができる。

(ウ) さらに、申請人らは、倉庫からの悪臭についても主張するが、その程度や発生頻度、申請人ら宅への到達を裏付ける的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、申請人らが主張する騒音等のうち、本件コンビニ店の室外機等の稼働による騒音及び低周波音については、申請人ら宅に到達していることが認められる。そして、騒音については、不眠症などの健康被害に至る程度の騒音を常時発生しているとまでは認められないものの、夜間の屋外の環境基準を数dB程度超過する時間帯があったと認められる。また、低周波音については、気象条件、室外機の稼働状況によっては、参照値を超える低周波音が発生していたと認められる。加えて、本件体感調査の結果を踏まえると、申請人らが本件コンビニ店の室外機等から発生する騒音や低周波音に不快感を持ったことが推認できる。しかし、申請人らがその不快感を常時体感しているわけではなく、当該騒音や低周波音が環境基準ないし参照値を超えるのも2～3dB程度であること、上記不快感が原因の一つとなって申請人らが不眠症等との診断を受けたとしても、その症状はいずれも比較的軽度なものであったと評価できること、申請人らは本件コンビニ店の開業後、早ければ1か月後、遅くとも2～3か月後には、就寝場所を変更し、低周波音の聞こえ方は小さくなっていったということであり、その後の交渉では最重要の課題は商品配送業者等の商品配送車や本件コンビニ店利用客の使用する自

動車のアイドリング音であるとしていることからすれば、上記不快感や不眠症の原因が本件コンビニ店の室外機等から発生する騒音や低周波音のみにあるとはいえないこと、加えて、本件コンビニ店等の所在地が不可避免的に一定の道路騒音等の影響を受ける地域環境にあることや、本件コンビニ店の室外機等から発生する騒音等については、被申請人 a らにおいて平成 31 年 3 月 14 日の最終審問期日までに被害の防止に関する措置は採られていないものの、本件コンビニ店の室外機 4 台を本件コンビニ店東側に移設した上、移設した室外機の北側に防音パネルを設置すること等を提案していたし、本件裁定手続においても、冷凍機室外機 2 台を店舗前に移設する提案をしていることも考慮すれば、申請人らが主張する本件コンビニ店の室外機等から発生する騒音及び低周波音による被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものとは認められない。

したがって、被申請人 a らには不法行為は成立しない。

3 争点 2 (被申請人 g が営む本件薬局店に設置された室外機の稼働に伴い発生する騒音等により申請人らが受けている被害が受忍限度を超えるものか否か) について

(1) 本件薬局店の室外機の影響の有無

申請人らは、少なくとも騒音に関しては、本件コンビニ店の室外機等から発生する騒音と本件薬局店の室外機から発生する騒音が共に申請人ら宅に到達しており、これらの騒音の相乗効果によって申請人らの被害が生じていると主張するので、この点について検討する。

別紙 7 の測定結果によれば、申請人ら宅内である測定点 A において、本件コンビニ店の室外機等及び本件薬局店の室外機の全機を稼働させた場合 (分析区間 2) の A 特性音圧レベルは 28 dB であったのに対し、本件薬局店の室外機のみを稼働させた場合 (分析区間 1) の A 特性音圧レベルは 23 dB であった。この結果から、本件コンビニ店の室外機等のみを稼働させた場合

の音圧レベルは、26.3 dBと推定され、申請人ら宅内に到達した騒音に本件薬局店の室外機から発生した騒音が合わさっていることは否定できない。

しかし、別紙7の測定結果によれば、申請人3名の体感の変化は、測定点Aにおける50 Hz帯域及び250 Hz帯域の音圧レベルの変化と対応していることは上記のとおりである。そして、本件職権調査の結果によれば、本件薬局店の⑧冷蔵庫用室外機も50 Hz帯域内の46.9 Hzにピーク周波数があり、本件コンビニ店の④冷凍機室外機も同じく50 Hz帯域内の49.4 Hzにピーク周波数があり、いずれも対応がみられる一方、⑧冷蔵庫用室外機の音圧レベルは、④冷凍機室外機よりも10 dB以上低いことから、申請人ら宅と双方の機器との距離及び音圧レベル差を考慮すると、相乗効果はないと考えられる。

また、上記のとおり、本件体感調査によると、申請人3名は250 Hz帯域の騒音及び50 Hz帯域の低周波音に反応しており、これらの音が申請人3名の不快感の原因とみられるところ、本件薬局店の室外機には、この2つの帯域をピーク周波数とする機器はなかったこと、前記認定事実(6)キのとおり、申請人3名の体感記録と明確な対応関係があったのは本件コンビニ店の④冷凍機室外機だけであったことも踏まえると、本件薬局店の室外機が、申請人3名が体感している騒音・低周波音の発生源であるとは認められない。

(2) したがって、本件薬局店の室外機から発生する音と申請人らの主張する被害との間に相当因果関係があるとは認められない。よって、被申請人gには不法行為は成立しない。

4 争点3（被申請人aらによる共同不法行為の成否）について

上記2のとおり、本件コンビニ店の室外機等の稼働による騒音被害は、受忍限度を超えるものとは認められず、被申請人aらに不法行為は成立しないから、共同不法行為が成立しないことも明らかである。

5 争点4（被申請人gに被申請人aらとの共同不法行為が成立するか否か）について

上記3のとおり，本件薬局店の室外機から発生する音と申請人らの主張する被害との間に相当因果関係があるとは認められないから，被申請人gには不法行為が成立せず，また，被申請人aらに不法行為が成立しないことも上記のとおりであるから，被申請人gに被申請人aらとの共同不法行為が成立しないことは明らかである。

第4 結論

以上によれば，申請人らの本件裁定申請は，その余の争点について判断するまでもなく，いずれも理由がないから棄却することとし，主文のとおり裁定する。

令和元年9月25日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 崎 勉

裁定委員 吉 村 英 子

裁定委員 松 田 隆 利